

緊急
支援!

※給付要件・対象者が拡充されました。

鏡石町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 飲食業等事業継続緊急支援給付金の交付について

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、消費活動自粛等に伴う売上の急減により、経済的打撃を受けた鏡石町内の店舗等に対して、今後の運転経費の一部を給付し事業継続を促すため、事業継続緊急支援給付金を交付します。

【給付要件】

鏡石町内に店舗・事務所を構え町内で事業を営む事業者の方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費活動自粛の影響により令和2年2月から4月までの売上のうち、一月の売上が前年同月対比で30%以上（甚大な減収は50%以上）減収した者（法人の場合は資本金2,000万円以下の者に限る）で申請後、3か月以上の事業継続を行う予定の者

（個人事業主にあっては申告の収入・所得区分が事業（営業等）である者）

なおこれまで、甚大な被害については商工会の会員のみを対象としていましたが、会員・非会員を問わず全ての事業者が対象となりました。

【対象者】 給付要件にある減収のある者で次のいずれかの者

- ア 飲食業、卸・小売業、医療福祉業、生活関連サービス業、宿泊業を営む者で30%以上の減収がある者
- イ 上記ア以外の業種を営む者で甚大な減収（50%以上の減収）がある者

【給付額】 10万円

【申請方法】 申請書に記入の上、鏡石町商工会に原則、郵送にて申請。

【添付書類】

- ① 売上高等の実績が確認できる書類（試算表、売上台帳等）
- ② 売上高計算表（別添様式の計算表）
- ③ 直近の確定申告書、決算報告書、法人事業概要説明書等の写し（町で申告されている方は、住民税申告書の写し）
- ④ 通帳の写し（表紙及び開いて1ページ目）
- ⑤ 誓約書（申請書下欄に誓約欄があります）

【申請期間】 令和2年4月23日（木）から当面の間

◎申請先 鏡石町商工会 〒969-0404 鏡石町中央245

◎問合わせ先 鏡石町商工会 電話 0248-62-2340
（平日：午前9時～午後4時まで）